

富田林市所在不明児童事案・大阪市児童手当不正受給虐待死事件・  
豊橋市所在不明児童の妹ネグレクト死事件・横浜市所在不明児童虐待死事件に  
鑑みて要望すること

平成 25 年 6 月 4 日

内 閣 総 理 大 臣 安倍 晋三殿  
厚 生 労 働 大 臣 田村 憲久殿  
文 部 科 学 大 臣 下村 博文殿  
総 務 大 臣 新藤 義孝殿  
国家公安委員会委員長 古屋 圭司殿

認定特定非営利活動法人  
子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク  
理事長 山田 不二子

特定非営利活動法人 シンクキッズー  
子ども虐待・性犯罪をなくす会  
代表理事 後藤 啓二

最近、大阪市児童手当不正受給虐待死事件・豊橋市所在不明児童の妹ネグレクト死事件・横浜市所在不明児童虐待死事件など、所在不明児童もしくはそのきょうだいが、虐待死させられる事件が相次いでいます。また、富田林市所在不明児童事案の児童はまだ発見されていません。

これらの事件では、関係する児童相談所・市区町村の児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）・教育委員会・警察などの連携と情報共有が不十分で、対応に遅れが目立ちました。適切な連携および情報共有と、それに基づく危機感の共有ができていれば、子どもの命が救えた事案もあったと思われま

す。いちばん最近起こった横浜市所在不明児童虐待死事件について見てみますと、以下のような問題点を指摘できます。

- ① 松戸市の教育委員会が未就学の児童がいることを把握しながら、転出先の秦野市に連絡しなかった。
- ② 横浜市中央児童相談所は、神奈川県南警察署から当該児童の妹について虐待通告を受け、家庭訪問をしながら、当該児童については、未就学であることや安否を確認できずにいる間に殺害されていたことが後で発覚した。未就学

であることや所在が不明になっていることに気づいてから当該児童についても調査を開始したが、救命できなかった。秦野市に住民基本台帳確認をしたときも、秦野市教育委員会に就学状況を照会したときも、なぜそれらの情報を必要としているのかについて具体的な理由を伝えなかった。

- ③ 秦野市は、住民票と学齢簿を年 3 回しか突合していなかった。秦野市児童虐待担当部署は、横浜市中心児童相談所から当該家族の住民基本台帳確認を受けた際、その情報を提供するのみであった。秦野市教育委員会は、未就学的事实を把握後、当該児童の所在を確認せず、横浜市中心児童相談所からの照会に対して未就学的事实を伝えるのみであった。秦野市国民健康保険担当課は、保険料を滞納しており秦野市内に居住実態のない母親が期限付き証明書を求めて市役所を訪問した際に児童虐待担当部署に連絡せず、そのまま帰ってしまった。このように、各関係部署はいずれも、自らの職務の遂行のみに終始し、当該家庭のもつ虐待・ネグレクトのリスクに関して感度が鈍かった。
- ④ 神奈川県南警察署は、横浜市中心児童相談所に虐待通告したのみで、その後、当該児童及びその妹の安否確認はしなかった。横浜児童相談所から行方不明者届を出すことについて相談を受けたとき、積極的に取り合わず、当該児童の搜索活動に踏み込まなかった。
- ⑤ 秦野市から行方不明者届を提出された神奈川県秦野警察署が、児童の搜索・発見・保護のため、携帯電話の位置探索機能を利用して保護者及び児童の所在を確認することについて、携帯電話事業者の定める運用方法では、直ちにその機能を利用するには至らないという状況にあった。

以上のとおり、『子どもの命を守る』という意欲が認められない対応や『たぶん、大丈夫だろう』という子ども虐待・ネグレクトのリスクに対して鈍感な対応が明らかになっています。

所在不明児童の中には、乳幼児健診や予防接種、義務教育すら受けさせてもらえない被ネグレクト児が少なくないと推定されます。このような子どもたちについては、命の危険が危ぶまれる事案である可能性をも念頭に置きながら対応することが必要です。しかしながら、現状は、これらの子どもの搜索活動は積極的に行われていません。一方で、警察が所在不明児童を搜索するに際して関係事業者の協力が十分に得られていない現実もあります。

そこで、虐待・ネグレクトのハイリスクである所在不明児童の安否を早急に確認し、的確に保護するための対策を次のとおり強く求めます。

## 第1 法律の制定

子どもを虐待から守る責務を有する市区町村、児童相談所、警察に対して、次の対策を講じることを義務付けることを内容とする法律を速やかに検討・整備することを求めます。

### I. 法制定・法改正要旨

- 【1】市区町村、児童相談所、警察は、市区町村および児童相談所、警察等で構成される要保護児童対策地域協議会で情報共有と連携をしながら、調査して、『所在不明児童』の所在および安否の確認に努めなければならない旨定める。
- 【2】要保護児童対策地域協議会が調査しても『実態として所在不明となっている児童』については速やかに警察に届け出ることとし、警察は積極的に捜索・発見・保護活動に努めなければならない旨定める。捜索・発見のために必要な調査権限を警察に付与する。
- 【3】児童福祉法で規定する要保護児童の中に『所在不明児童』を含めることとし、『所在不明児童』を要保護児童通告の対象とする。

### II. 上記の法律および下位法令で定めるべき事項

#### 1. 市区町村

##### (1) 教育のネグレクトが疑われる場合の対応

- ① 教育委員会は、就学年齢に達しているにもかかわらず未就学となっている児童を把握した場合には、児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に通告しなければならない。
- ② 児童虐待担当部署は、児童福祉担当部署、母子保健担当部署、女性相談・DV相談担当部署、障害福祉担当部署、生活保護担当部署、国民健康保険・国民年金担当部署、住民票・戸籍担当部署等、子どもの親が申請や相談に立ち寄ることが予想される部署（以下「庁内関係部署」という。）に当該児童の未就学の情報を提供し、児童の所在および安否の確認を行わなければならない。
- ③ 児童虐待担当部署が当該児童の安否を目視で確認できた場合には、市区町村だけでなく、児童相談所や警察をも含めた要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議が虐待・ネグレクトのハイリスク家庭として対応する。
- ④ 児童虐待担当部署等庁内関係部署が情報を共有しながら調査をしても、当該児童の安否を目視確認できない場合、市区町村は、直ちに児童相談所に当該児童を送致し、警察に『行方不明者届』を提出しなければならない。

ない。

- ⑤ 児童虐待担当部署は、当該家族の転出届けがないにもかかわらず、住民票登録地に居住実態が認められない場合には、その旨を庁内関係部署に連絡し、当該児童を発見するための情報共有網を構築しなければならない。

(2) ネグレクトが疑われる場合の対応

- ① 母子保健担当部署、児童福祉担当部署、障害福祉担当部署、生活保護担当部署等は、乳幼児健診未受診に対して家庭訪問をしても所在を確認できない児童、もしくは、特定妊婦や要支援児童とその保護者（要支援児童等）を発見した場合は、必ず児童虐待担当部署に情報提供し、要保護児童対策地域協議会で対応を検討しなければならない。
- ② 非器質性成長障害等のネグレクトが疑われる児童を発見した場合は、児童福祉法および児童虐待防止法に則って児童虐待担当部署に通告しなければならない。
- ③ 上記(1)②、③、④と同じ。

(3) 虐待・ネグレクトが疑われる家庭が転出した際の対応

- ① 児童虐待担当部署は、未就学児童、乳幼児健診未受診児童等、虐待・ネグレクトが疑われる児童の情報を住民票担当部署に提供し、住民票担当部署はこれらの家庭が転出した場合に児童虐待担当部署にその旨連絡しなければならない。
- ② 児童虐待担当部署は、転出先市区町村に虐待・ネグレクトが疑われた件に係る情報を提供しなければならない。

(4) 児童の転入があった場合の対応

- ① 住民票担当部署は、転入した家庭に児童が含まれている場合には、児童福祉担当部署、母子保健担当部署（未就学児童の場合）および教育委員会（義務教育年齢児童の場合）にその旨連絡しなければならない。
- ② 児童福祉担当部署、母子保健担当部署および教育委員会は、転入児童があった場合、児童の所属機関（保育所、幼稚園、小中学校等）への調査や家庭訪問等を通して、速やかに児童の安否を確認しなければならない。
- ③ 確認できなかった場合には、速やかに児童虐待担当部署に通告し、児童相談所および警察を含めた要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議を招集して情報を共有し、調査を尽くして当該児童の発見に努めなければならない。

- ④ それでも、当該児童の安否を確認できない場合は、直ちに、児童相談所に送致し、警察に『行方不明者届』を提出しなければならない。

## 2. 児童相談所

- (1) 児童相談所は、通告や送致等で把握した『所在不明児童』は虐待・ネグレクトのリスクが極めて高いことを十分に認識し、居所は判明していても、安否を確認できない場合は『立入調査』『臨検・搜索』等の手続きを活用して当該児童の発見に努める。
- (2) 調査しても所在が不明の場合は、当該児童の情報を全国の児童相談所に連絡して情報提供を求めるとともに、市区町村と並行して『行方不明者届』を警察に提出し、『搜索・発見・保護活動』を要請しなければならない。

## 3. 警察

- (1) 上記 1. 2. に基づいて行方不明者届が提出された場合、あるいは、虐待事案として把握していた子どもが所在不明になった場合には、警察は、住民票の異動の有無、関係先の調査等のうえ、全国警察に発見・保護の依頼を行うなどして、『搜索・発見・保護活動』を積極的に行わなければならない。
- (2) 警察は、(1)の『搜索・発見・保護活動』を行う際には、関係者に対して必要な情報の提供を求め、必要な資料の閲覧等を行うことができる。所在不明となっている児童の保護者等の電話やメールの調査、および、携帯電話等による位置探索、郵便局が保有する転居先の情報等の調査を行うことができ、関係者はその調査に協力しなければならない。
- (3) 上記 1. 2. に基づき、行方不明者届を受理後、子どもの所在が確認できた場合、あるいは、虐待事案を自ら把握し児童相談所へ通告した場合には、その後、子どもが虐待を受けていないか、所在不明となっていないか等について巡回連絡等により確認し、継続的に子どもの安否を確認するとともに、保護者から困りごと相談を受けるなどして生活の支援を通じ、虐待・ネグレクトの再発防止に努めなければならない。

## 第2 関係機関のとりべき措置

上記第1のほか、関係機関に対して早急に下記の対策をとることを求めます。

### 1. 市区町村に対して

#### (1) 転入児童の所在確認体制の整備

転入家庭に児童がいる場合、転入確認後できるだけ速やかに所在確認をするよう徹底する。

特に、未就学年齢の乳幼児については、家庭訪問、乳幼児健診の受診状況、ワクチン接種状況、医療機関受診状況、保育所・幼稚園通園状況等で確認する。

義務教育年齢児童については、住民票担当部署と教育委員会が連携することで、転入届があったにもかかわらず、就学届や転校手続きがなされずに所在が不明になっている児童生徒がいないかどうかの把握を転入届の都度、実施する。

#### (2) 庁内連携および情報集約の徹底

母子保健等担当部署は乳幼児健診受診状況、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問状況、医療機関からの特定妊婦・要支援児童等に関する情報提供等を通して、ハイリスク家庭を発見したら、児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に情報提供する。

児童福祉担当部署、生活保護担当部署、障害福祉担当部署が把握している家庭に要保護児童（特に、被ネグレクト児）ないし特定妊婦・要支援児童等がいる場合、当該課は速やかに児童虐待担当部署に通告ないし情報提供をするよう徹底する。

#### (3) 庁内連携体制の整備

要保護児童、特定妊婦・要支援児童等に関する情報を児童虐待担当部署に集約し、当該家庭について新たな情報がある場合も、速やかに児童虐待担当部署に情報提供して連携を密にする。

### 2. 当該家庭の転居によって関与した都道府県・市区町村合同の死亡事例検証

#### (1) 自治体合同の死亡事例検証

死亡事例については、それぞれの自治体が別々に死亡事例検証を実施するのではなく、合同で死亡事例検証を行い、転居を繰り返す事例の連携の問題を明確にする。

#### (2) 再発予防の視点からの検証

主体的に関わるべきであった自治体だけに責任を押し付けるのではなく、後

方支援をすべき児童相談所、当該家庭が居住していたすべての自治体、行方不明者捜索をする立場にあった警察も含めて、十分な役割を果たしていたかどうか検証が必要である。

### 3. 厚生労働省、文部科学省、総務省、警察庁

#### (1) 厚生労働省

平成24年11月30日に厚生労働省が発出した雇用均等・児童家庭局 総務課長・母子保健課長通知を徹底するよう、各市区町村・各都道府県に周知徹底する。

特に「乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握および情報の整理」「居住実態が把握できない家庭の確認」「転出の情報等を把握した場合の対応」「住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応」の周知徹底は急務である。

その結果、「当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡」することが徹底されれば、転出前の“住民票はあるが、居住実態のない市区町村”では『居所不明児童生徒』や『所在不明児童』ではなく、『住民票を残したまま転出し、他自治体に居住実態のある児童』を把握できるようになる。また、転出先の“住民票はないが、居住実態のある市区町村”では『住民票のない居住児童』として把握できるようになる。このように、前者を『住民票はあるが、他自治体に居住実態のある児童』として、また、後者を『住民票のない居住児童』として、統計計上することとする。

出国した可能性のある児童について、各市区町村は、早急に東京入国管理局に照会し、出国の事実を確認する。

これらの手続きを徹底することで、『実態として所在不明』となっている子どもの実数把握に努める。そのような子どもの存在が判明したならば、その子どもを『実態として所在不明となっている児童』として要保護児童に認定し、その子どもに関して関係各機関が持つ情報を児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に集約し、早急に所在および安否を確認する。

それでも、『実態として所在不明となっている児童』の安否を確認できない場合は、行方不明者届を警察に提出し、当該児童を児童相談所に送致する。

横浜市事件のように、当該家庭が転居を繰り返していたため、関わっている児童相談所が、行方不明者届を警察に提出した市区町村を所轄していないといったことが起こりうる。このような場合、児童相談所と市区町村との情報共有に支障を来す結果となるので、児童相談所間でケース移管の手続きを採るなど

して、警察に行方不明者届を提出した市区町村を所轄する児童相談所がケースを主管できるようにする。

なお、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見したきっかけが『児童虐待（の疑い）』通告であった場合は、虐待・ネグレクトの重症度が低かったとしても、「住民票がない」というリスクの高さを勘案し、前居住地の市区町村に住民基本台帳等の情報を照会する際には必ず、通告内容を情報提供して、前居住地の市区町村が持つ情報を収集するとともに、当該家族が居住していた頃の養育状況を調査するように依頼する。

また、児童相談所から市区町村に住民基本台帳確認を求める場合には、児童相談所はその意図を市区町村に伝え、要保護児童通告（児童虐待通告）に関連した住民基本台帳確認である場合には、児童相談所と市区町村のどちらが主体となって関わるかを明確にしたうえで、役割を分担して調査にあたり、情報共有に努める。

## (2) 文部科学省

文部科学省は、居所不明児童生徒の定義を見直し、「1年以上」という要件を外して住民票転入届受理の都度、就学年齢児童の就学届ないしは義務教育年齢児童生徒の転校手続きの履行状況を点検するよう制度改築し、手続きが履行されていないか、通学の事実を確認できない場合は、「教育のネグレクト」として児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に通告するよう、市区町村教育委員会に周知徹底する。

また、平成 25 年 3 月 1 日に発出された「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について」という通知にある通り、住民票を前居住地に置いたまま、転入してきた義務教育年齢児童生徒の就学・通学状況を前居住地の教育委員会に連絡することを各市区町村教育委員会に周知徹底する。

さらに、義務教育年齢児童生徒が転校した際、住民票の移動手続きが履行されているかどうかを確認する制度構築も必要である。少なくとも定期的な在籍確認調査で、住民票があるのに小中学校に在籍していない児童生徒の有無は必ず、確認しなければならない。その結果、住民票があるのに小中学校に在籍していない児童生徒が発見され、その児童生徒について転出先自治体の教育委員会から就学・通学状況の連絡がない場合も「教育のネグレクト」として児童虐待担当部署に通告するよう周知徹底する。

## (3) 総務省

総務省は、各市区町村に対して、平成 24 年 11 月 30 日に厚生労働省が発出した雇用均等・児童家庭局 総務課長・母子保健課長通知に基づいて調査しても、

所在のわからない児童がいる場合は、その児童を『実態として所在不明となっている児童』として統計計上し、児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に通告する旨周知徹底する。

また、各市区町村に対して、「転入してきた家庭に義務教育年齢児童生徒がいる場合は、教育委員会と連携することで、速やかに就学届や転校手続きの履行状況を確認する」旨周知徹底する。

なお、児童相談所から住民基本台帳確認を求められた市区町村は、児童相談所にその意図を確認し、要保護児童通告（児童虐待通告）に関連した住民基本台帳確認である場合には、児童相談所と市区町村のどちらが主体となって関わるかを明確にしたうえで、役割を分担して調査にあたり、情報共有に努める。

住民票・戸籍担当部署など、一見、子ども虐待・ネグレクトとは無関係そうに見える部署にも、虐待・ネグレクトを受けている子どもの情報が入りうることを周知徹底する。

なお、『実態として所在不明となっている児童』について、警察に行方不明者届が提出され、警察がその児童の『捜索・発見・保護活動』を行っている場合、当該家庭の転居先情報を持っている郵便局は、警察に当該児童の転居先住所を情報提供しなければならない。

#### (4) 警察庁

①警察庁は、上記「第 1 のⅡの 3(2)」に掲げる調査権限が法律で付与されるまでの間、電話事業者、携帯電話事業者その他の関係事業者に対して、『実態として所在不明となっている児童』の『捜索・発見・保護活動』の場合には、捜査の場合に準じて、警察の『捜索・発見・保護活動』に協力するように求める。具体的には、携帯電話事業者に対して保護者等の携帯電話 GPS 等による位置探索に積極的に協力するよう申し入れ、位置探索が実施できる体制をできる限り早期に整備する。

②警察庁は、都道府県警察に対して、児童相談所や福祉事務所、市区町村から『実態として所在不明となっている児童』について相談を受けたときは、児童に生命の危険のおそれがあることを十分に認識し、速やかに『行方不明者届』を受理し、積極的な『捜索・発見・保護活動』を行うこと、および、その場合には、保護責任者遺棄罪の嫌疑の可能性が高いことを念頭に、必要な場合には捜査活動を実施することとし、上記「第 1 のⅡの 3(2)」に掲げる調査権限が法律上認められるまでの間、捜査活動を行わない場合でも、関係者、関係事業者から必要な情報の提供を受けることができるように最大限努力することを、通達を発出するなどして徹底する。

③警察庁は、都道府県警察に対して、『行方不明者届』を受理し、子どもの所

在が確認できた場合、あるいは、虐待事案を自ら把握し、児童相談所へ通告した場合には、その後、子どもが虐待を受けていないか、所在不明となっていないか等について巡回連絡等により確認し、継続的に子どもの安否を確認するとともに、保護者から困りごと相談を受けるなどして生活の支援を通じ、虐待・ネグレクトの再発防止に努めなければならないことを、通達を発出するなどして徹底する。

#### (5) 連携協議

内閣官房を中心として、厚生労働省、文部科学省、総務省、警察庁で、『実態として所在不明になっている児童』の『捜索・発見・保護活動』の体制の整備について、連絡協議会を発足させるなどして協議し、法律案の検討・国会への法律案の提出を含め必要な対策を速やかに講じる。

また、これまでは、「要保護児童通告（児童虐待通告）を受けた児童相談所ないしは市区町村が必要と認めた場合に他機関と連携する」というのを原則としていたが、4事例の教訓を元に、通告受理機関が必要と認めなくとも、児童相談所・市区町村・警察が初動調査・捜査の段階から連携することを制度化する。

なお、「児童の生命と身体の保護、児童の健全育成のために必要と認められる場合は、個人情報保護法における個人情報の第三者提供にも目的外使用にも抵触しない」という規定は、要保護児童や所在不明児童にこそ適用すべきであることを周知徹底する。

### 第3 具体策

上記第2について、より具体的な対策を提言します。

#### 1. 自治体の採るべき対策

##### (1) 未就学児童・居所不明児童生徒に関する転出入時の申し送りの徹底

課題：横浜市事件の場合、松戸市は本児が就学児健診を受診せず、入学式にも現れなかったことに危機感を抱き、家庭訪問を行うなどして所在確認をしようとしていたにもかかわらず、住民票が移動し、松戸市から転出したことで危機感が希薄化し、転出先である秦野市への情報提供を怠った。

対策：自らの市区町村に住民票を置いているにもかかわらず、未就学の児童や居所不明の児童生徒がいる市区町村は、児童相談所や警察を含めた要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議で当該児童の所在確認のために全力を尽くすことは当然だが、所在確認の調査中に住民票の移動があった場合は、転出先市区町村に必ず、未就学ないしは居所不明であった児童の情報を提供する。

##### (2) 就学届・転校手続きの随時確認の徹底

課題：横浜市事件の場合、松戸市から秦野市に転入届があったとき、秦野市教育委員会は未就学の実態を把握できなかった。その後、住民票との突合で未就学の事実を把握したが、そのリスクの大きさを認識できず、横浜市中心児童相談所から照会された際、尋ねられたことを回答しただけであった。この背景には、横浜市中心児童相談所が「なぜ、就学実態について照会しているのか」という理由を秦野市教育委員会に伝えなかったことも影響している。

対策：住民票の転入届を受理した際、転校手続きを保護者任せにせず、市区町村の住民票担当部署と教育委員会が連携して、就学届・転校手続きの遂行状態を随時、確認する。

##### (3) 多機関連携チーム(MDT)による初動調査・捜査体制の確立

課題：子ども虐待・ネグレクトは児童福祉の課題という観点から、これまでは、通告を受理した児童相談所もしくは市区町村が調査を行い、通告受理機関が必要と感じたら、他機関と連携して情報を収集するという体制で初動調査が実施されてきた。

横浜市事件を例に取れば、警察からの通告を受理した横浜市中心児童相談所が秦野市に住民基本台帳を確認する際、何の目的で住民基本台帳確認をするのかを明らかにせず、“単なる住民基本台帳確認”しか行わな

かったことで、重要な情報の収集に失敗している。

個人情報保護法には、「第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。(中略) 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。一 法令に基づく場合。二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」「第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。一 法令に基づく場合。二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」と規定されている。

“子ども本人から同意を得ることが困難な状況で”、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する“法律に基づき”、“児童の生命や身体を保護”し、“児童の健全育成”を目的として調査しているにもかかわらず、「個人情報保護法や個人情報保護条例に抵触するのではないか」という過剰な恐れに支配され、「自分たちが提供する必要があると考える最小限の情報以外は他機関に提供してはならない」という思い込みが重要な情報の収集に制限を与えている。

これまでのように、子どもの安否確認や安全確保よりも、個人情報保護法に抵触することへの懸念ばかりにとらわれていると、横浜市事件のように通告から被害児の死亡まで20日足らずというような急展開が起こる事例には対応できない。

対策：他機関の協力が必要かどうか、まだ判明していない初動段階から、多機関連携チーム(Multidisciplinary Team: MDT)で調査・捜査を実施していく体制に転換する。

- ① 外傷や体重増加不良等の身体的所見を伴う身体的虐待・ネグレクトの事例：児童相談所・市区町村児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）・医療機関・警察
- ② 性虐待事例：児童相談所・警察・検察・司法面接者
- ③ DV 合併子ども虐待・ネグレクト：児童相談所・市区町村児童虐待担当部署・市区町村のDV相談員ないしは都道府県の配偶者暴力相談支援センター・警察

- ④ 実態として所在不明となっている児童の事例：児童相談所・市区町村児童虐待担当部署・子どもが未就学児であれば市区町村母子保健担当部署・子どもが義務教育年齢であれば市区町村教育委員会・警察
- ⑤ その他の事例：従来通りの調査

(4) 庁内連携および多機関連携の体制と要保護児童対策地域協議会への情報集約体制の整備

課題：所在不明児童の保護者の中には、行政との接点をすべて絶つ者もいるが、自分たちの生活費や子どもの医療費助成等を求めて、生活保護費、児童手当、児童扶養手当等の受給や、国民健康保険証、小児（乳幼児等）医療証、ひとり親家庭等医療証の取得のために行政との接点を持つ者は少なくない。

豊橋市事件の場合は妊娠届、婚姻届、出生届、住民票の移動、児童手当受給のために母親や父親が豊橋市役所を、横浜市事件の場合は転入届、妊娠届、期限付き証明書の取得、第3子出生届等のために母親が秦野市役所を訪れていた。にもかかわらず、いずれの機会も、庁内連携の不備のため当該児童の所在確認に寄与しなかった。

また、横浜市事件の場合は、横浜市中央児童相談所が秦野市教育委員会に当該児童の就学状況を確認してきたのがなぜなのかについて、横浜市中央児童相談所も説明しなかったし、秦野市教育委員会も尋ねなかった。このやりとりを通して「当該児童は横浜市でも未就学である」という事実が共有されていれば、未就学情報が秦野市児童虐待担当部署に届き、もっと早い段階で横浜市中央児童相談所と秦野市との緊密な連携が始まっていたらろう。

このように、役所の庁内連携体制や自治体間の連携体制、危機感の共有、情報集約の体制が不十分であると、来庁時という子どもの所在を確認する絶好の機会を取り逃がしてしまう。

対策：警察の捜索力・捜査力を活用するなどして所在不明児童を“アウトリーチ”で捜索することと並行して、当該家族と公的機関との接点を取り逃がすことのないよう、“来庁時”の体制を整備することが重要である。

関係各部署が危機感を共有できるように要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議を活用して、お互いの持つ情報を共有するとともに、児童虐待担当部署（要保護児童対策調整機関）に情報を集約し、漏れないセイフティーネットを張り巡らすための対応策を関係部署・関係機関が「自らの課題である」という主体的な認識をもって具体的に協議し、実行する。

2. 国の採るべき対策（詳細は、「第2 関係機関の取るべき措置」に記述済み）
- (1) 『実態として所在不明となっている児童』の実数および実態を早急に把握する。そのような児童を『要保護児童』として認定し、児童相談所もしくは市区町村に通告しなければならないことを周知徹底する。
  - (2) 住民基本台帳に記録のない児童について要保護児童通告（児童虐待通告）を受理した場合は、通常よりもリスクが高いことを周知徹底する。
  - (3) 関係省庁が合議し、自治体が多機関連携チーム(MDT)の枠組みで『児童虐待（子ども虐待・ネグレクト）の初動調査・捜査』と『所在不明児童の捜索』を実行できる体制を整備する。
  - (4) 現在政府に設置されている「子ども・子育て会議」において、本問題を含め、被虐待児・被ネグレクト児およびその保護者に対する「子ども・子育て支援」のあり方について検討し、早急に対策を講じる。